

群馬県私立高等学校等奨学のための給付金

子どもが私立高等学校等に通う保護者の授業料以外の教育費負担を軽減するため、要件を満たす世帯に対して「奨学のための給付金」を給付します。

申請書様式等は群馬県ホームページに掲載しています。

●群馬県ホームページ <https://www.pref.gunma.jp/site/hojokin/3561.html>



○給付対象世帯

令和8年7月1日現在（7月2日以降に家計が急変した世帯については、家計急変発生月の翌月（家計急変日が月の初日である場合は、家計急変発生月）の1日現在を基準日とする。以下同じ）、以下の要件をすべて満たす世帯。

（1）以下のいずれかの収入世帯に該当していること（※1）

- ・生活保護（生業扶助）受給世帯
- ・非課税世帯
- ・年収270万円以上380万円未満相当の世帯（※2）
（保護者等の令和8年度住民税所得割の合計が100円以上105,500円未満の世帯（※3））
- ・年収380万円以上490万円未満相当の世帯（※2）
（保護者等の令和8年度住民税所得割の合計が105,500円以上182,500円未満の世帯（※3））

（2）保護者等（親権者）が、群馬県内に在住していること。

（3）私立高等学校等（※4）に生徒が在籍し、かつ高等学校等就学支援金（学び直し支援金を含む）または高校生等・新修学支援の受給資格を有しており、休学中でないこと。

以下に該当する場合、給付対象外です

- ・特別支援学校の高等部に在籍している者
- ・児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））を受給している高校生等
- ・保護者等が海外に在住している等の理由により、保護者等全員分の課税証明書が確認できない場合

※1 以下の国籍・在留資格等の要件を満たさない生徒（就学支援金新制度の対象外となる外国籍）又は外国人学校の生徒（R8年度新入生である留学生は除く）は、「生活保護（生業扶助）受給世帯」及び「非課税世帯」のみが給付対象です。

【国籍・在留資格等の要件】

高校生等が日本国内に住所を有する者のうち、以下のいずれかに該当する者

- ・日本国籍を有する者、
- ・特別永住者、
- ・永住者、
- ・日本人の配偶者等、
- ・永住者の配偶者等、
- ・定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、
- ・家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者（※）

※ 「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」をいい、「中学校」は「日本の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」をいう。

「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校の卒業又は修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うが、高等学校等の卒業又は修了後、直ちに就労をするものに限らない。

※2 両親の一方が働き、高校生一人（16歳以上）、中学生一人の4人世帯の場合

※3 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額（以下同様）。

※4 私立の高等学校（専攻科及び別科を除く）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く）、高等専門学校（第1学年から第3学年に限る）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいい、令和7年度の高等学校等就学支援金であれば対象となる各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含みます。

○提出期限及び提出方法

高等学校等所在地	提出期限	提出方法
群馬県内	在籍している高等学校等へ お問合せください	在籍している高等学校等に提出してください。
群馬県外	令和8年 11月30日(月) ※必着	郵送等により直接提出してください（送付先は 以下のとおり）。

※ 7月2日以降に家計が急変した場合の申請は、期限後も随時受け付けます（家計急変事由発生から可能な限り1ヶ月以内に申請してください）。

家計急変世帯の最終受付期限：令和9年1月29日（金）

●送付先及び問合せ先電話番号

送付先	〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県生活子ども部私学・青少年課私学振興係 （あて先の余白に、「奨学給付金申請書類在中」と明記してください。）
問合せ先電話番号	027-226-2141

○給付対象世帯及び給付額等（生徒一人当たり、年額）

対象（世帯区分）	対象高校生等	給付額
① 生活保護（生業扶助）	通信制	52,600円
	通信制 <u>以外</u>	
② 非課税世帯（★）	通信制	52,100円
	通信制 <u>以外</u>	152,000円
③ 年収270万円以上380万円未満の世帯（★） （住民税所得割合算額が 100円以上105,500円未満世帯）	通信制	17,370円
	通信制 <u>以外</u>	50,670円
④ 年収目安380万円以上490万円未満の世帯（★） （住民税所得割合算額が 105,500円以上182,500円未満世帯）	通信制	13,030円
	通信制 <u>以外</u>	38,000円

★ 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である場合、当該災害につき1回限り、1人当たり以下の金額が上記給付額に加算されます。

世帯区分	加算額
住民税非課税世帯	81,000円
年収270万円～380万円相当世帯	27,000円
年収380万円～490万円相当世帯	20,250円

【家計急変申請について】

保護者等の失職、経営悪化や離婚、死亡等により収入（所得）が急変し、急変後の収入見込みが前頁の表の「対象（世帯区分）」②～④に相当すると認められる世帯が対象です。家計急変申請の場合、家計急変後の年収見込みによって給付額を決定し、相当する世帯区分の給付額が支給されます。なお、家計急変の発生日により給付額は異なります。

※災害などに起因しない離職（定年退職など）は、家計急変の対象とはなりません。

～ 参考：家計急変による家計の状況の確認方法の例 ～

※下記に当てはまらない場合は、個別にお問い合わせください。

○所得割合算額が住民税非課税世帯相当の世帯の例

世帯構成	年収見込
3人世帯	2,216,000 円未満
4人世帯	2,716,000 円未満
5人世帯	3,216,000 円未満
6人世帯	3,704,000 円未満
7人世帯	4,140,000 円未満
8人世帯	4,576,000 円未満

○非課税限度額の計算方法

算定式：前年中の総所得金額 $\leq$ 35 万円 $\times$ 世帯人数+42 万円（※）

→世帯人数は本人、同一生計配偶者、扶養親族の合計人数

※扶養親族等がいる場合は 42 万円を加算

以下参考例

上の表の＜所得割合算額が住民税非課税相当の世帯の例＞のうち、「4人世帯」の場合を、以下の計算方法で算出している。

- ・非課税限度額は 35 万円 $\times$ 4人+42 万円＝182 万円（扶養親族がいると想定）
- ・所得税法第 28 条第 4 項の規定により、同法別表第 5（※）を参照し、同表の給与所得控除後の給与等の金額が 182 万円以下となる給与等の金額（収入金額）は、同表 5 では 2,716,000 円未満となる。

なお、地方税法第 295 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が 135 万円以下（年収約 204 万円）であれば、非課税となる。

※国税庁の HP 等を参照の上確認ください。

○所得割合算額が 100 円～182,500 円（年収 270～490 万円）相当の世帯の例

住民税の計算方法により、年収見込額等をもとに所得割額に相当する額を算出する。

（モデル世帯（両親（片働き）、生徒 1 名（18 歳）、中学生 1 名、給与所得のみ（年収見込額が 380 万円）の場合）

項 目（※5）	金 額	備考
（1）給与収入額	3,800,000	年収見込額を記載（iii 参照）
（2）給与所得控除	1,200,000	（1）が 190 万円以下：65 万円 190 万円超 360 万円以下：（1） $\times$ 30%+8 万円 360 万円超 660 万円以下：（1） $\times$ 20%+44 万円 660 万円超 850 万円以下：（1） $\times$ 10%+110 万円
（3）社会保険料控除	380,000	
（4）基礎控除	430,000	合計所得金額（※6）が 2,400 万円以下の額
（5）配偶者控除	330,000	本人の合計所得金額により控除額が異なる

(6) 配偶者特別控除	0		配偶者と本人の合計所得金額により控除額が異なる
(7) 扶養控除	330,000		16歳未満（年少扶養親族）：0円 16歳以上19歳未満（一般扶養親族）：33万円 23歳以上70歳未満（一般扶養親族）：33万円 70歳以上（老人扶養親族）：38万円 70歳以上（同居老親等）：45万円
(8) 特定扶養控除	0		19歳以上23歳未満（特定扶養親族）：45万円
(9) 特定親族特別控除	0		19歳以上23歳未満の親族の収入により控除額が異なる
(10) 課税所得金額	1,130,000		(1)－(2)～(9)の合計 ※1000円未満切り捨て
(11) 税率	6%	4%	市町村民税率 6%（政令指定都市の場合 8%） 道府県民税率 4%（政令指定都市の場合 2%）
(12) 調整控除前	67,800	45,200	(10) × (11) （表での一例として 1,130,000 円 × 0.06 = 67,800 円）
(13) 調整控除額	4,500	3,000	○個人住民税の課税所得金額が 200 万円以下の場合 ・人的控除額の差（※7）の合計・・・① ・住民税の合計課税所得金額（※8）・・・② のいずれか少ない額の 5%（市町村民税 3%、道府県民税 2% 政令指定都市の場合：市町村民税 4%、道府県民税 1%） ○個人住民税の課税所得金額が 200 万円以上の場合 （人的控除額の差の合計－（住民税の合計課税所得金額－200 万円））× 5%（市町村民税 3%、道府県民税 2% 政令指定都市の場合：市町村民税 4%、道府県民税 1%） ※ただし、この金額が 2,500 円未満の場合、2,500 円 ※なお、左の表の金額は一つ目の○を元に算出 ①が 15 万円（基礎控除、配偶者控除、扶養控除の人的控除額の差それぞれの合計金額）、②が 113 万円なので、①を用いて、15 万 × 0.05 = 7,500 円 また、(13) の表の金額 4,500 円と 3,000 円は、(11) の税率比で 7,500 円をそれぞれ按分したもの。
(14) 税額控除額	0	0	各種税額控除（※9）の合算額
(15) 所得割額に相当する額	63,300	42,200	(12) － ((13) ～ (14) の合計) ※100 円未満切り捨て
(16) 合算額	105,500		(15) の合算額

※5 世帯等の状況により、収入額や控除の項目及び控除額等を適宜追加（控除額具体例：ひとり親控除、寡婦控除、地震保険料控除、生命保険料控除、医療費控除等）

※6 合計所得金額とは、上の表では（1）から（2）を差引いた金額のこと（以下同様）

※7 人的控除額は上の表では（4）～（9）の控除額を指す

人的控除額の差とは、所得税（国税）と住民税（地方税）の差

なお、人的控除額の合計の算出に当たっては、扶養控除額の場合、扶養人数ではなく、該当する扶養区分の対象者の有無のみで判断する

例えば、16歳以上19歳未満の扶養区分の対象者が2人いた場合であっても、1人分のみを計上する

参考 基礎控除の場合：所得税 48 万円に対し住民税 43 万円（5 万円の差額）（合計所得金額が 2,400 万円以下 ※それぞれの控除額の差額は所得によって異なるため、HP 等資料で確認すること）

※8 合計課税所得金額とは、課税総所得金額（給与・年金・営業等・不動産等の所得から、社会保険・生命保険・扶養控除等の控除を差引いた金額）＋課税退職所得金額＋課税山林所得金額のこと上の表では（10）に相当

※9 税額控除とは、配当控除、外国税額控除、認定 NPO 法人等寄付金特別控除、住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修特別控除等

○提出書類

世帯ごとの提出書類（詳細は、以下のとおりです。）

- | | | |
|----------------|---|--------------------------------|
| □対象世帯共通書類（①～④） | + | □生活保護（生業扶助）世帯（⑤） |
| | | □非課税世帯～住民税所得割額が182,500円未満世帯（⑥） |
| | | □家計急変世帯（⑦～⑨） |
| | | +★災害等による制服再購入の場合（⑩⑪） |

□対象世帯共通書類

① 給付金受給申請書

- ※ 通常申請と家計急変申請は申請書の様式が異なりますので、御注意ください。
- ※ 申請書中の学校証明欄は、記載の項目をすべて証明するものであれば、学校独自の証明書の添付でも可。

② 申請者名義の口座通帳等のコピー

- ※ 金融機関本支店名・口座番号・口座名義人（カナ）が確認できるもののコピー（通帳表紙の裏ページ見開き部分、キャッシュカード、オンラインバンキングの画面等）

③ 委任状（原則提出不要。押印が必要）

- ※ 例外的に申請者本人以外（生徒等）の別名義の口座への振込を希望する場合、提出が必要です。

④ 国籍・在留資格等の要件を証明する書類（以下のいずれか）

（１） 国籍が「日本国」の生徒

- ・住民票の写し（原本）※10
- ・就学支援金等の支給決定通知 ※11
- ・学び直し支援の支給決定通知 ※11

（２） 国籍が「日本国以外」の生徒

- ・特別永住者証明書の写し
- ・在留カードの写し
- ・住民票の写し（原本）（国籍・在留資格・在留期間等の記載あり）※10
- ・就学支援金等の支給決定通知 ※11
- ・学び直し支援の支給決定通知 ※11
- ・高校生等・新修学支援の支給決定通知 ※11

【在留資格が「家族滞在」の場合は以下の書類は提出必須 ※県外校の生徒の場合】

- ・日本の小学校の卒業証書の写し又は卒業証明書（原本）
- ・日本の中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書（原本）

< 国籍・在留資格要件を満たしていない生徒及び外国人学校に通う生徒のうち在校生（令和8年3月31日以前から在籍する生徒）は確認書類の提出は不要。 >

※10 住民票は個人番号の記載がないもの

※11 群馬県内の高等学校等に在学している場合

□生活保護（生業扶助）世帯

⑤ 生活保護受給証明書

- ※ 7月1日現在の対象高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況が確認できるもの

□非課税世帯・住民税所得割額が182,500円未満世帯

⑥ 保護者等（全員分）の令和8年度所得課税証明書

※ 非課税世帯は非課税証明書でも可能

※ 扶養親族・控除事項等の記載が省略されていないもの

□家計急変世帯

⑦ 保護者等（全員分）の令和8年度所得課税証明書

※ 非課税世帯は非課税証明書でも可能

※ 扶養親族・控除事項等の記載が省略されていないもの

⑧ 保護者等の家計急変の発生事由や時期を証明する書類

※ 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、診断書、戸籍謄本、罹災証明書等

⑨ 保護者等全員の家計急変後の収入を証明する書類

※ 会社作成の給与等支払（見込）証明書、事由発生から申請までの間の給与明細（最低3ヶ月分）、税理士または公認会計士作成の証明書類、自営業の場合は毎月の収支を整理した帳簿書類等、収入がない場合は、申立書

★ 災害等による制服再購入の場合

非課税世帯、家計急変世帯

（生活保護（生業扶助）世帯は対象外）

⑩ 災害等に起因する給付額加算申請書兼学校証明書

⑪ 被災したことを証明する書類（罹災証明書等）

○その他（申請先に関する注意事項）

奨学のための給付金制度の申請先は、生徒の保護者等が在住している都道府県であり、都道府県により要件・申請方法が異なります。生徒が群馬県内の私立高等学校等に在学している場合でも、保護者等が群馬県以外の都道府県に在住している場合は、保護者等が在住している都道府県に申請を行うことになります。

各都道府県の問合せ先は、文部科学省のホームページでご確認ください。

▽ 文部科学省ホームページ（各都道府県連絡先一覧）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm



○(参考Ⅰ) 給付対象・給付額・提出書類確認フロー

令和8年度の新入生で、在留資格が「留学」の生徒等は支給対象外です。

保護者等は令和8年7月1日現在群馬県在住ですか

▶いいえ 在住都道府県へお問合せください

▼ はい

令和8年7月1日現在生活保護（生業扶助）を受給していますか

はい

▼ いいえ

保護者等は令和8年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税ですか
(令和8年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が100円未満)

はい

▼ いいえ

生徒等は国籍・在留資格等の要件(★)を満たしていますか

▶いいえ 対象外です

▼ はい

※国籍・在留資格等の要件については、資料末尾★を確認してください。

生徒等は外国人学校に在籍していますか

▶はい 対象外です

▼ いいえ

保護者等は令和8年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が100円～105,500円ですか

はい

▼ いいえ

保護者等は令和8年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円～182,500円ですか

▶いいえ 対象外です

▼ はい

生活保護 (生業扶助)	非課税世帯		年収目安270万円～ 380万円世帯		年収目安380万円～ 490万円世帯	
	通信制	通信制 以外	通信制	通信制 以外	通信制	通信制 以外
52,600円	52,100円	152,000円	17,370円	50,670円	13,030円	38,000円

提出書類

申請書	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
口座通帳等のコピー	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
委任状（要押印）	原則不要です。例外的に申請者本人以外の別名義の口座への振込みを希望する場合、提出してください。						
生活保護受給証明書 (7/1以降交付のもの)	☐	-	-	-	-	-	-
所得課税証明書 (非課税証明書) ※扶養親族・控除事項要記載	-	☐	☐	☐	☐	☐	☐
国籍・在留資格等 確認書類 ※いずれか一つの書類を提出	【国籍が「日本国」の生徒】 ☐ 住民票の写し（原本）※個人番号の記載がないもの ☐ 就学支援金等の支給決定通知 ☐ 学び直し支援の支給決定通知 群馬県内の高校に在学する生徒の場合						
	【国籍が「日本国以外」の生徒】 ☐ 特別永住者証明書の写し ☐ 在留カードの写し ☐ 住民票の写し（原本）（国籍・在留資格・在留期間等の記載あり）※個人番号の記載がないもの ☐ 就学支援金等の支給決定通知 ☐ 学び直し支援の支給決定通知 ☐ 高校生等・新修学支援の支給決定通知 群馬県内の高校に在学する生徒の場合						
	＜家族滞在の場合は以下の書類は必須 ※県外校の生徒の場合＞ ☐ 日本の小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書						
	※ 国籍・在留資格要件を満たしていない生徒及び外国人学校に通う生徒のうち在校生（令和8年3月31日以前から在籍する生徒）は確認書類の提出は不要。						

※ 保護者等の失職、経営悪化や離婚、死亡等により収入（所得）が急変した場合は、給付に該当する場合があります。
家計急変の場合、以下の書類も提出してください（詳細はお問合せください）。

急変事由・時期証明書類	☐ 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、診断書、戸籍謄本、罹災証明書等
急変後年収証明書類	☐ 会社作成の給与等支払見込証明書、家計急変後の給与明細（3か月分以上）、税理士または公認会計士作成の証明書類、毎月の収支を整理した帳簿書類等

※ 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である場合、以下の書類も提出してください（詳細はお問合せください）。

災害等に起因する給付額加算 申請書兼学校証明書	-	☐	☐	☐	☐	☐	☐
罹災証明書等	-	☐	☐	☐	☐	☐	☐

★国籍・在留資格等の要件

高校生等が日本国内に住所を有する者のうち、以下のいずれかに該当する者

- ①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、
⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本て就労して定着する意思があると認められた者

○(参考2)よくある質問

番号	質問	回答
1	奨学のための給付金を申請するにはどうすればよいですか？	群馬県では年に1回毎年7～9月に申請を受け付けています。 県内学校の場合は、学校から案内があるので、学校指定の期限までに学校へ提出してください。 県外学校の場合は、群馬県HP（毎年7月更新）から申請書類をダウンロードし、必要書類とともに群馬県庁へ郵送提出してください。
2	昨年度申請したのですが、今年度も申請は必要ですか？	必要です。必ず学年（年度）ごとに申請してください。給付は年度に1回のみで、給付の回数は、1人の生徒につき通算3回（定時制、通信制の場合は4回）までとなります。
3	昨年度申請を忘れていました。今からでも申請することはできますか？	年度をさかのぼっての申請はできません。
4	保護者等とはだれを指していますか？	原則として、親権者（両親）を指します。 保護者等が両親の場合、一方に収入がない場合でも、保護者等全員（両親）の所得課税証明書が必要です。 高校生等に親権者がおらず、高校生等が主として他の物の収入により生計を維持している場合は、その者（主たる生計維持者）の所得課税証明書が必要です。 なお、高校生等の健康保険法等における扶養者を申請者として申請書を記入してください。
5	生徒は県内の高校に在学していますが、両親は他県在住です。申請できますか？	生徒の保護者等がお住まいの都道府県から給付されます。各都道府県で制度の詳細や申請手続きが異なりますので、お住まいの都道府県にお問合せください。
6	母が群馬県在住、父が県外在住です。どちらへ申請すればよいですか？	7月1日現在（7月2日以降の家計急変世帯にあっては基準日現在）で保護者等が当該世帯の生活の本拠と考えている都道府県へ申請してください。2つの都道府県に申請することはできません。
7	同居している家族全員が非課税でないと対象になりませんか？	生徒の保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であれば給付対象になります。その他の家族の課税は問いません。
8	均等割が課税されていますが、対象になりますか？	道府県民税及び市町村民税の「所得割」が非課税であれば、「均等割」に課税されていても給付対象になります。
9	所得割が非課税かどうかはどのように確認できますか？	以下の方法で御確認いただけます。年度誤りのないよう御注意ください。 なお、申請には所得課税証明書（非課税証明書）が必要です。 ①マイナポータル（政府運営オンラインサービス） https://myrna.go.jp/ ※マイナンバーカードをお持ちの場合 ②特別徴収税額通知書 ※給与所得者で勤務先以外からの収入がない場合 ③住民税納税通知書 ※直接市町村へ市県民税を納税している場合 ④所得課税証明書（非課税証明書） ※申請年の1月1日現在の住所地市町村で発行
10	所得課税証明書はコピーでもいいですか？	コピーは原則不可です（就学支援金等の申請で既に原本を群馬県私立学・青少年課へ提出済みの場合に限り、コピー可とします）。
11	給付金はいつ頃どのようにもらえますか？	9月末までに群馬県へ申請した方については、申請書記入の口座へ12月中旬に振込予定です。県内学校の場合、学校のとりまとめ提出時期により振込が遅くなる場合があります。